

# ポートタウンミュージー

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 1 概要

店舗運営計画の見直しに伴い、開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯並びに荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する。(法附則第5条第1項)

### 2 届出の内容

届出年月日	令和3年9月30日			
店舗	店舗名称	ポートタウンミュージー		
	店舗所在地	愛知県西尾市西幡豆町中央台18番地		
設置者	名称	幡豆ハイタウン協同組合		
	代表者	代表理事 尾崎 弘一		
	住所	愛知県西尾市西幡豆町中央台18番地		
	その他	なし		
小売業者	名称	石川 竹幸		
	代表者	—		
	住所	愛知県西尾市東幡豆町本郷6番地		
	その他	ほか3名		
		変更前	変更後	
店舗面積		3,723 m <sup>2</sup>	変更前に同じ	
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり	同
		台数	156 台 (指針台数: 156 台)	同 (指針台数: 156 台)
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり	同
		台数	106 台	同
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり	同
		面積	231.9 m <sup>2</sup>	同
	廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり	同
		容量	17.33 m <sup>3</sup>	同
施設の運営	営業時間	開店	午前9時	午前7時
		閉店	午後9時	午後10時
	駐車場利用時間帯		午前8時30分から午後9時30分まで	午前6時30分から午後10時30分まで(一部午前6時30分から午後10時00分まで)
	駐車場出入口	数	5箇所	変更前に同じ
		位置	別紙図面のとおり	同
	荷捌時間帯		午前7時から午後9時まで	午前6時から午後10時まで(一部午後10時30分から翌午前6時まで)
変更する理由	店舗運営計画の見直しのため			
変更する日	令和3年11月30日			

### 3 参考事項

	変更前	変更後
敷地面積	10,693 m <sup>2</sup>	変更前に同じ
建築面積	5,175 m <sup>2</sup>	同
延床面積	5,981 m <sup>2</sup>	同
業態	住・生活関連品専門店	
用途地域	第2種住居地域	—
備考	平成7年11月 開店	

# ポータウンミュー

## 4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	深夜営業は行わない
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	テナントの履行確保に努める
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	繁忙時は交通整理員を配置
(8) 開店時の臨時措置	既存店のため、必要なし

## 5 施設の配置及び運営方法に関する事項

### 1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

#### (1) 交通に係る事項

##### ア 駐車場の必要台数の確保

##### (ア) 小売店舗の必要駐車台数

##### a 指針による算出

行政人口	店舗面積S	日來客数 原単位A (人/千㎡)	ピーク率B	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率C	平均乗車 人員D	ピーク1hの 来台車数F <small>S/1000×A×B×C/D</small>	平均駐車 時間係数G	必要駐車台数 F×G
171,029人	3,723 ㎡	988	14.40%	830 m	70%	2.00 人	185 台	0.841	156 台

総駐車台数	207台	従業員等駐車台数	51台	業務用駐車台数	0台	搬出入用駐車台数	0台	併設施設駐車台数	0台	来客用駐車台数	156台	評価	○
-------	------	----------	-----	---------	----	----------	----	----------	----	---------	------	----	---

##### b 指針によらない「特別な事情」による算出 なし

##### イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オペレーター:無	2平面自走オペレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
2箇所	0箇所	0箇所	0箇所	185 台

##### ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

種別	1	収容台数	104 台		歩行者動線		非分離	騒音配慮	アイドリングストップ	排ガス配慮	アイドリングストップ	評価
			出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	
① 駐 車 場	東	1箇所	市町村道	15m	あり	22.9m	0m	予測なし	双方向	右左折混合	なし	○
	西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南	1箇所	市町村道	6m	なし	36.8m	0m	予測なし	双方向	右左折混合	なし	○
	北	1箇所	国道	14m	あり	41.9m	0m	予測なし	双方向	右左折混合	なし	○
交通整理員等の配置		年間を通して混雑する時期のみ配備										

種別	1	収容台数	52 台		歩行者動線		非分離	騒音配慮	アイドリングストップ	排ガス配慮	アイドリングストップ	評価
			出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	
② 駐 車 場	東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	2箇所	市町村道	6m	なし	22.9m	0m	予測なし	双方向	右左折混合	なし	○
	南	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通整理員等の配置		年間を通して混雑する時期のみ配備										

駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
評価	○	○	○	○

##### エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
未実施	未実施	未実施	未実施

##### オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	建物東側に1箇所、建物北側に1箇所
駐輪場の収容台数	106 台
標準収容台数	106 台
収容台数根拠	指針の標準収容台数による

位置評価	台数評価
○	○

# ポートタウンミュージー

## カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	なし	収容台数	-
位置及び箇所	駐輪場と共用しています。		

位置評価	台数評価
○	○

## キ 荷捌施設の整備等

### (ア) 荷捌施設の整備

#### 荷さばき施設①

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	191.9m <sup>2</sup>	あり	10分	1台	1台	○

#### 荷さばき施設②

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	混在	20m <sup>2</sup>	あり	10分	1台	1台	○

#### 荷さばき施設③

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	混在	20m <sup>2</sup>	あり	10分	1台	2台	○

### (イ) 計画的な搬入

#### 荷さばき施設

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
6時台、21時台	2台	-	-	なし	なし	○

## ク 経路の設定等

### (ア) 車両関係

#### a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
なし	配置なし	なし	非回避	回避	回避	あり

#### b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
なし	-	-

※非配備の場合等の対応

-
---

#### c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

#### d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価
○

### (イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	必要なし

評価
○

### (ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価
○

### (エ) 防災・防犯対策への協力

#### a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	-

#### b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他
配慮あり	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員により適宜巡回を実施しています。</li> <li>店内に防犯カメラを設置しています。</li> <li>駐車場内に照明を設置し、暗闇がないようにしています。</li> <li>併設施設と連携を密にし、情報提供を賜ることで犯罪の発生抑制や予防に努めています。</li> </ul>

評価
○

# ポートタウンミュージー

## 2 生活環境悪化防止関係

### (1) 騒音発生に係る事項

#### ア 騒音問題対応策

##### (ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	97 m	なし	荷さばき車両	-	なし	-
西方向	26 m	なし	キュービクル	-	なし	-
南方向	83 m	なし	来客車両	-	なし	-
北方向	8 m	なし	来客車両	-	なし	-

遮音壁の影響	遮音壁なし
--------	-------

##### (イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	あり
荷捌施設建築計画面での配慮	荷さばきを行うスペースを十分に確保することにより、作業の効率化を図り、騒音の低減を行っています。
荷捌作業運営面での配慮	・荷さばき車両のアイドリングストップを徹底しています。 ・作業員への騒音防止意識を徹底しています。
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

##### (ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	低騒音型の機器を使用しています。
給排気口等からの騒音配慮	低騒音型の機器を使用しています。
駐車場からの騒音配慮	・駐車場内を段差のない構造にすることにより、場内走行時の騒音をなるべく軽減できるよう配慮しています。 ・駐車場内における不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかしを行わない旨の看板を設置し、騒音低減に対する呼びかけを実施しています。
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	・十分な保管容量を確保し、廃棄物の施設外への拡散を防止しています。 ・定期的な収集を実施して、収集時間の短縮化を図っています。 ・作業中・待機中のアイドリングを禁止するとともに、作業員の騒音抑制意識を徹底しています。
経年劣化等の事後対策	機器のメンテナンスを行い周辺への静穏保持に努めます。

##### (エ) 併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	騒音が発生する機器は、低騒音型を導入しています。
運営面の騒音配慮	機器のメンテナンスを定期的実施し、異常な騒音が出ないように配慮しています。

## イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機	45	冷却塔		給排気口	7	変電施設		浄化槽		ポンプ	
			冷凍機室外機	8	キュービクル	1	受水槽		排風機				
変動騒音	自動車走行	○	後進警報ブザー	○	台車走行	○	BGM		アナウンス				
	ゴミ収集作業	○	アイドリング										
衝撃騒音	リフト昇降音	○	リフト衝撃音	○									
建物の構造(高さ)		鉄骨造2階建(高さ14.9m)											

##### (ア) 等価騒音レベル予測

		南(A・A')	東(B・B')	北(C・C')	西(D・D')
用途地域		第1種低層住居専用地域	市街化調整区域	準住居地域	第1種低層住居専用地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	42.6 dB	31.2 dB	47.5 dB	46.5 dB
	評価	○	○	○	○
	夜間等価騒音レベル	30.9 dB	16.7 dB	21.0 dB	30.5 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当

##### ※基準値を超えた場合の対応等

基準値は下回っておりますが、苦情があった際は真摯に対応致します。
----------------------------------

# ポートタウンミュー

## (イ) 夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無	無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か	
上記A・Bの具体的内容 -	

### (1) 店舗敷地境界における予測結果

		南(a)	東(b)	北(c)	西(d)
用途地域		第2種住居地域	第2種住居地域	第2種住居地域	第2種住居地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		40dB	40dB	40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル(合成値)	35.5dB	29.8dB	25.4dB	33dB
	評価	○	○	○	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	53.1dB	64.3dB	49.1dB	38.8dB
	評価	△	△	△	○
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	-	-	-	妥当
		西(e)			
用途地域		第2種住居地域			
基準値を5dB減ずる要因		なし			
基準値		40dB			
設置者	定常騒音の騒音レベル(合成値)	37.9dB			
	評価	○			
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	36dB			
	評価	○			
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当			
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当			

### (2) 対面側敷地境界における予測結果

		南(a')	東(b')	北(c')
用途地域		第1種低層住居専用地域	準住居地域	準住居地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし
基準値		40dB	40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル(合成値)	33.6dB	28.9dB	24.4dB
	評価	○	○	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	49.4dB	56.3dB	46.9dB
	評価	△	△	△
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	-	-	-

### (3) 住居建物位置における予測結果

		南(a'')	東(b'')	北(c'')
用途地域		第1種低層住居専用地域	準住居地域	準住居地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし
基準値		40dB	40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル(合成値)	31.3dB	25.3dB	23.5dB
	評価	○	○	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	37dB	38dB	38dB
	評価	○	○	○
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当

※基準値を超えた場合の対応等

住居建物位置において基準値は下回っておりますが、苦情があった際は真摯に対応致します。

### (2) 廃棄物関係

#### ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮 廃棄物は全て業者による収集を経て、敷地外処理を実施しています。

衛生問題関係配慮 ドアを設置して密閉型としています。

# ポートタウンミュージー

## (ア)小売店舗の必要保管容量

### a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	17.33 m <sup>3</sup>	1日	0.774 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	7.74 m <sup>3</sup>	変更なし	○
金属製廃棄物用		1日	0.026 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.26 m <sup>3</sup>	変更なし	○
ガラス製廃棄物用		1日	0.022 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.22 m <sup>3</sup>	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用		1日	0.074 t	0.01 t/m <sup>3</sup>	7.40 m <sup>3</sup>	変更なし	○
生ごみ用		1日	0.629 t	0.55 t/m <sup>3</sup>	1.14 m <sup>3</sup>	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用		1日	0.201 t	0.38 t/m <sup>3</sup>	0.53 m <sup>3</sup>	変更なし	○
合計	17.33 m <sup>3</sup>	-	-	-	17.29 m <sup>3</sup>	-	○

保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく
見かけ比重変更の理由	変更なし
指針と異なる算定式の使用	変更なし

### b その他の廃棄物等 なし

## (イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量

### a 飲食店の廃棄物等

小売店舗と別途確保

### b 小売店舗以外の施設の廃棄物等(廃棄物等の保管場所が小売店舗と同一の場合) 同上

## (ウ)小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
レジ袋削減の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
ダンボール不使用納品の実施	あり	食品トレーの回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし
その他	なし	その他	なし

### ※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

<ul style="list-style-type: none"> <li>商品廃棄量及び営業資材使用量の削減に努めています。</li> <li>廃棄物の分別を徹底しています。</li> <li>OA用紙、商品梱包厚紙等はダンボールとともにリサイクルにまわしています。</li> </ul>
--

## (エ)廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な保管容量を確保し、廃棄物の施設外への拡散を防止しています。</li> <li>定期的な収集を実施して、収集時間の短縮化を図っています。</li> <li>作業中・待機中のアイドリングを禁止するとともに、作業員の騒音抑制意識を徹底しています。</li> </ul>
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	あり
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

## イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	有限会社あいち商會(西尾市指令第20-17号)
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

# ポートタウンミュー

## ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	・冷凍・冷蔵設備を完備 ・グリストラップを設置しています。
併設施設からの悪臭防止対策	生ごみが発生する場合には密閉保管し、悪臭が発生しないように努めています。

評価
○

## (3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	外観・色彩等 特になし 環境美化活動 ○ 店舗周辺及び駐車場内の清掃を行っています。
市町村等の公的計画への協力	市町村からの要請に対して協力します。
照明等の配慮	・照明機器の照度は利便性、防犯の面から必要とされる最低限の照度レベルで設定しています。 ・看板照明は看板のみを照らすよう配光・取り付けをし、その直接光が看板以外に照射されないよう設置しています。
敷地内の緑地計画	敷地の5%程度を確保しています。

評価
○

市町村の意見概要	対応
意見なし	-

住民等の意見の概要	対応
意見なし	-

県の意見案
意見なし